平成30年第2回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成30年11月19日)

平成30年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

- ○招集年月日 平成30年11月12日(月)
- ○告示年月日 平成30年11月19日(月)
- ○招集の場所 大谷処理場 会議室
- ○開 会 平成30年11月19日(月) 午後1時28分
- ○閉 会 平成30年11月19日(月) 午後3時30分
- ○出席議員(13名)

1番	Щ	本	和	延		2番	尾	﨑	輝	雄		
3番	西	岡	政	治		4番	酒	井	弘	_		
5番	大	倉		博		6番	吉	田	哲	也	(欠	席)
7番	宮	崎	睦	子		8番	佐々	木	雅	彦		
9番	吉	畄	克	弘	1	0番	杉	岡	義	信		
11番	岡	田		勇	1	2番	廣	尾	正	男		
13番	杉	浦	正	省	1	4番	高	味	孝	之		

○会議録署名議員

7番 宮崎睦子

8番 佐々木 雅 彦

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 木 村 要 理事(木津川市長) 河 井 規 子 理事(笠置町長) 西 村 典 夫 理事(和東町長) 堀 忠 雄 理事(南山城村長)手 仲 圓 容 会計管理者(精華町会計管理者) 俵 谷 浩 二

○事務局職員出席者

 事務局長
 福
 田
 全
 克
 主幹
 國
 子
 慶
 順

 主査
 南
 山
 新
 治

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議席の指定
- 第 4 同意第1号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について 同意第2号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について
- 第 5 認定第1号 平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算 認定について
 - 認定第2号 平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計 歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第6号 相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 第 7 議案第7号 平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1 号)について
- 第 8 議案第8号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について

平成30年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成30年11月19日(月) 大谷処理場 会議室

(午後1時28分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。定刻より早いですけど全員そろっておりますので始めたいと思います。開会に先立ちまして、和東町議会におかれまして去る3月26日に組合議会議員の選挙が行われました。本組合議会に新たに吉田哲也さんが選出されましたことを御報告申し上げます。ただいまの出席議員は13人であります。なお、本日会議に欠席の通告議員は吉田議員です。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

広報用として写真撮影を許可しておりますので、御了承お願いいたします。

それでは、開会に当たり代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 皆様、こんにちは。代表理事の木村でございます。開会に当たって 一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成30年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも極めて御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。 平素は、当組合の運営に何かと御理解と御協力をいただいておりまして、この場をおかりいたしまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので、平成30年も残すところ1か月余りとなりました。地方自治体を 取り巻く状況は、少子・高齢化、情報化等の社会経済状況の著しい変化などによりまし て、依然として厳しい財政状況にございます。

我が国の景気は、緩やかに拡大しており、今後も拡大が続くと言われておりますが、 平成31年10月からの消費税率引き上げの影響も懸念されているところでございます。

国における平成31年度概算要求・要望額は、102兆円を超える額であり、「経済 財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの もと、引き続き本格的な歳出改革に取り組むとの基本的な方針が示されております。

現在、各市町村におきましても、平成31年度予算編成に向けまして取り組みがなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に 重要な問題でございます。今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまい りたいと考えているところでございます。議員の皆様方におかれましても、御理解・御 協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここで、平成30年度における本組合の主な取り組みについて、6点報告をさせていただきます。

平成30年度におきましては、一般会計では3億500万円、特別会計では2,09 0万円の予算で各種の事業を進めております。

1点目でございますが、一般会計では、本組合のメーン事業であります、し尿処理業務でありますが、平成30年度上半期の搬入量は、し尿で前年比、2.8%減、浄化槽汚泥では、6.1%増加しており、全体では約2.6%の増加となっております。

大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されております「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございます。

放流水質は、法令の基準を満たしており、安定した運転がなされているとともに、本 年度計画してまいりました修繕工事も全て完了しております。

また、平成31年度からの大谷処理場基幹的設備改良事業に向けて、本年度は、し尿処理施設整備工事の請負業者選定に当たり、公募型指名競争入札の発注方式で行い、公正かつ厳正な工事契約の締結に向けて取り組んでいるところでございます。

また、施設周辺の生活環境への影響を未然に防止することを目的に、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」第9条の3第1項に基づき、木津川において水質検査を8月2 8日に実施し、生活環境影響調査報告書を作成し、後ほど提案いたします「相楽郡広域 事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例」に 基づき公表していく予定でございます。今後、公募要領を公告し、平成31年3月まで に、入札参加業者の選定をしていく予定でございます。

これらの事業につきましては、国の「循環型社会形成推進交付金」を活用しておりますが、今年度の計画支援事業に対し、平成30年3月30日に、429万1,000円の内示を受け実施しております。

2点目は、相楽消費生活センターについてでございます。センターでは、消費生活相談員による相談業務を初め、「消費生活講座」や地域に出向き啓発を行う「消費生活出前講座」の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。

平成30年度上半期の相談件数は279件で、1日平均2.3件、前年度比で17件、6.5%の増となりました。相談内容は、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、一番多い相談は、はがきによる特定消費料金の滞納などの支払い不明の架空請求で45件、続いて、スマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で25件、続いて、施設の使

用者が詐欺事件に巻き込まれた、見守る側としての注意点を教えてほしいなど、苦情に ならない問い合わせなどで17件となっております。

次に、今年度から学校教育における消費者教育の推進や高齢者等への啓発等を図るため、教育・啓発担当の相談員を1名雇用し、消費者教育及び啓発事業を推進しております。消費生活講座を9月から10月にかけて6回開講し、延べ115人の参加があり、消費者生活出前講座は、老人クラブや地域のサロンなどに御利用いただき、本年度3月までに21回、647人を対象に実施を予定いたしております。

また、5月の消費者月間に合わせまして、「消費生活フェスタ2018」を各市町村、 京都府山城広域振興局、京都府木津警察署、奈良県消費生活センター、奈良市消費生活 センターなどと連携し、5月19日にイオンモール高の原で実施し、参加者は約350 人でございました。

次に、昨年度からの取り組みを始めました、高齢者見守りネットワーク及び小・中学校への消費者教育の推進についてでございます。高齢者見守りネットワークへの参画は、和東町において3回、消費者被害の事例等の情報提供などを行い、学校への出前授業は、これまで小学校で3回実施し、中学校で1回、来年3月に予定をいたしております。

また、中学生向け消費者教育冊子を作成し、構成市町村の中学校12校の全生徒分を 11月上旬に配付し、さらに啓発メッセージ入り消しゴムを作成し、中学校に7月中旬 に配付、また、12月上旬には小学校23校の5、6年生にも配付を予定しております。

次に、京都府と構成市町村等との共催によります、「山城地域消費生活リレー講座」 を消費生活講座として10月13日に開催いたしました。

これら、消費生活センター事業のうち、消費者教育・啓発事業の新規事業を中心に、 京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用しておりますが、8月22日に255万4, 000円の交付決定を受け、実施いたしております。

3点目は、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。平成30年度上半期の 受診者数は、304人で、1日平均8.7人、前年度比で7件、2.3%の減少となり ました。

4点目は、相楽会館の状況であります。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、上 半期の実績は、10件、646人の利用で、前年度比で件数は同じでありますが、29 6人の減少となりました。

また、9月4日の台風21号による、2階大ホールから雨漏りが発生し、11月12日に点検を実施し、雨漏り箇所を確認したところであり、今後、修繕を行う予定としております。

5点目でございますが、特別会計の、ふるさと市町村圏振興事業では、「第3次相楽 地区ふるさと市町村圏計画」の初年度であり、「ホームページによる情報発信」、『「お 茶の京都」を活用した広域観光事業』、「第26回相楽の文化を創るつどい」の3事業 に取り組んでおります。

6点目は、相楽圏域の広域的課題に関する要望活動についてでございます。11月14日に京都府知事、副知事、関係部長及び山城広域振興局長に5項目の要望を行いました。その写しを本日、議員の皆様の机に配付させていただいておりますので、御高覧いただきますようお願いします。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、平成29年度一般会計及び特別会計歳入 歳出決算認定についてなど7件でございます。

十分御審議いただき、原案のとおり、それぞれ同意・認定・可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、 7番、宮崎睦子議員、8番、佐々木雅彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議席の指定を行います。

本組合議会に新たに選任されました議員の議席について、会議規則第4条第1項の規 定により、吉田議員の議席を6番に指定いたします。

日程第4、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、及び同 意第2号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、同意第1号、及び同意第2号、相楽郡広域事務組合公平 委員会委員の選任について一括して提案させていただきます。

まず、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、相楽郡広域 事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項 の規定により、議会の同意を求めます。 御提案させていただく方は、森脇美隆様でございます。生年月日と住所等につきましては記載のとおりでございます。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

村城康裕委員が、平成30年3月31日をもちまして辞任されたことに伴いまして、 その後任の委員を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同 意を求めるものでございます。

続きまして、同意第2号の提案説明を申し上げます。

同意第2号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

御提案させていただきます方は、藤木美能里様でございます。生年月日、住所等につきましては記載のとおりでございます。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

藤木美能里委員の任期が本年12月18日に満了することから、同委員を再任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 御審議の上、原案のとおり同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

なお、質疑は1件ごとに行います。

質疑の回数につきましては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されておりますのでよろしくお願いします。

まず、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

続きまして、同意第2号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についての質疑 はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

したがって、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任については原案 のとおり同意されました。

次に、同意第2号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを採決といた します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、同意第2号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任については原案のと おり同意されました。

日程第5、認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定 について、及び認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計 歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計 歳入歳出決算認定について、及び認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏 振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案させていただきます。

認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、 平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233 条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求め るものでございます。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

平成29年度一般会計決算の結果は、歳入総額が、3億4,614万2,565円となり、その中で主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金が、総額の92%を占めております。前年度比では3.2%減となりましたが、その要因は、大谷処理運転維持管理業務委託料(緊急分)、し尿運搬業務委託料の減少が主な要因でございます。

また、使用料及び手数料は全体の5.1%を占めており、前年度比で1.2%の増となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の増に伴います、浄化槽汚泥投入手数料の増などでございます。

次に、府支出金は、全体の2.3%を占めており、前年度比で、14.4%の増となりましたが、消費生活センター運営のための有期的補助金、これは期限を切った補助金でありますけれど、この補助金であり、既存事業につきましては平成29年度は最終年度であったことから、財源を有効に活用し消費者被害の未然防止のための啓発資材を作成したことによるものでございます。

一方、歳出総額は、3億4,443万6,137円となり、中でも衛生費のうち清掃費で、83.4%を占め、前年度比で、3.6%の減となりましたが、その要因は、し尿処理搬入量の減少により、し尿収集運搬業務委託料の減少に伴います減などでございます。

また、商工費は、全体の3.2%を占めており、前年度比で、29.7%の増となりましたが、先の歳入の府支出金において説明いたしました内容と同じ理由によるものでございます。

歳出予算額に対する執行率は、99.3%になります。したがいまして、歳入歳出差 引額は、170万6,428円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算 認定について。

平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地 方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

平成29年度の特別会計決算結果は、歳入総額で2,143万3,029円となって おります。

まず財産収入は、ふるさと市町村圏振興事業基金7億円の運用益であり、全体の6. 5%を占め、前年度比で、81.1%の大幅減となりました。 その要因でありますが、平成29年度は、期間1年、0.2%の定期預金により運用をいたしましたが、平成28年度までは、期間5年利率0.48%の定期預金であり、さらには、5年の定期預金が満期を迎え、中間利払率の差額が一括支払いとなったことによるものでございます。

次に、休日応急診療所収入は、全体の80.2%を占め、前年度比で5.1%の増となり、その要因は、受信者数の増に伴います診療報酬収入が増加したものなどでございます。

次に、繰越金は、全体の13.3%を占めております。

また一方、歳出の総額は、1,678万7,850円となり、振興費で、全体の8.4%を占め、前年度比で81%の大幅減となり、ふるさと市町村圏振興事業基金運用益から事業に充当した残額を今後に備えまして、基金積み立てした積立金の減少によるものでございます。

次に、休日応急診療所で、91.6%を占め、前年度比で、0.1%の増となり、受 診者数の増加に伴います医薬材料費の増加が主な要因でございます。

歳出予算額に対する執行率は、95.6%となりました。したがいまして、歳入歳出 差引額は、464万5,179円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成29年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のと おり認定を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 引き続きまして、補足説明を求めます。事務局長。
- ○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきまして、あわせて補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別にお配りしております、「平成29年度、決 算に係る主要な施策の成果の説明書」によりまして進めてまいりたいと思います。

それでは、「説明書」の1ページをお開き願います。

1ページには、1. 決算の総括といたしまして、一般会計と特別会計の決算概要を、 第1表、決算総括の状況として、記載してございます。

その中で、決算総額の、前年度との比較につきましては、1ページの最下段の段落に もございますとおり、一般会計の歳入が2.7%の減少、歳出も同じく2.5%の減少 となっておりまして、大谷処理場運転維持管理業務委託料の緊急分及びし尿処理量の減 少に伴います、し尿収集運搬委託料の減少が主な要因でございます。

2ページに移っていただきまして、次に、特別会計におきましても、歳入が16.3%の減少、歳出が26.2%の減少となっておりまして、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金運用益の減少が主な要因でございます。

続きまして、2ページ中ほどからの2.一般会計の概要につきまして、説明申し上げます。

まず、(1)歳入の概要でございますが、第2表、一般会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含め、内訳を記載してございます。

その状況は、2ページの下段からの説明文にもありますとおり、主要なものは、構成 比順に、分担金及び負担金、使用料及び手数料、府支出金となってございます。

前年度との比較におきます要因につきましては、まず分担金及び負担金のうち、分担金では、大谷処理場運転維持管理業務委託料の緊急分、大谷処理場長寿命化総合計画策定業務、PCB廃棄物の収集運搬及び処分、これらの業務が平成29年度にはございませんでしたので、その分が減少などに伴いまして分担金の減、分担金全体で、525万4,802円減少いたしました。

これに加えまして、し尿収集運搬に係ります負担金では、し尿収集量の減少に伴いまして、減少しましたことから、分担金及び負担金全体では、前年度より3.2%の減少となったものでございます。

次に使用料及び手数料につきましては、浄化槽汚泥投入手数料や相楽会館使用料、これらの増加によりまして、前年度より1.2%の増加となりました。

次に、3ページ、府支出金につきましては、その全額が相楽消費生活センターに係ります、京都府消費者行政活性化事業補助金でございます。既存事業の最終年度の29年度におきましては特殊詐欺リーフレット、また、迷惑な訪問販売や訪問買取りお断りシールなどを作成いたしまして、相楽管内全戸配布等をさせていただいたことによりまして、前年度より約100万円、14.4%の増加となってございます。

以上の要因の結果、歳入総額で前年度より946万9,246円、2.7%の減少となったものでございます。

続きまして、3ページ中ほどからの(2)歳出の概要でございますが、第3表、一般会計歳出決算の状況といたしまして、歳出科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして、内訳を記載してございます。

その状況は、3ページ下段からの説明文にありますとおり、主要なものは、構成比順に、衛生費、総務費、商工費の順となってございまして、前年度との比較におきます要因でございますが、まず、衛生費のうち、保健衛生費では、休日応急診療所運営に対します特別会計繰出金が、受診者数の変動などの要因で、前年度より減少いたしました。

また、清掃費では、し尿処理搬入量の減少により、し尿収集運搬委託料は減少するとともに、平成33年度を目標年度とする大谷処理場基幹的設備改良工事の実施に向けて、循環型社会形成推進交付金事業とするため、循環型社会形成推進地域計画の策定、そして、精密機能検査の実施などによりまして増加となりましたが、衛生費全体では前年度より3.9%の減少となったものでございます。

次に、総務費につきましては、事務局体制には変更はございませんでしたが、聴覚言語センターの床の改修工事費用の増などによりまして、前年度より 0.9%の増加となりました。

次に、商工費につきまして、京都府消費者行政活性化事業費補助金の既存事業分の最終年度ということで、補助金を有効に活用して啓発資材等の作成を行いました関係の事業費増で、前年度より29.7%の大幅増となったものでございます。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より900万64円、2.5%の減少となったものでございます。

なお、歳出予算額に対します執行率は、99.3%でありました。

続きまして、4ページ中ごろからの3. 特別会計の概要につきまして、説明を申し上げます。

まず、(1)歳入の概要でございます。第4表、特別会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして内訳を記載してございます。 その状況は、主要なものは、構成比順に、休日応急診療所収入、財産収入、繰越金と

なってございます。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず休日応急診療所収入では、休日 応急診療所運営に対する一般会計からの繰入金が、受診者数の増加などによりまして、 繰入金が前年度より10.9%減少いたしました。

これに対しまして、診療報酬収入では年末から年度末にかけまして、インフルエンザの流行などに伴います受診者の増加などによりまして増加し、休日応急診療所収入全体で、前年度より5.1%の増加となり、一日当たりの受診者数も15.2人と大幅に増加をいたしました。

次に、5ページ、財産収入につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金 7 億円を J A京都やましろ木津支店の 1 年定期で預け入れ、年利率 0. 2%、1 4 0 万円でした が、前年度より先ほどの代表理事の趣旨説明でありましたとおり、8 1. 1%と大幅に 減少となったものでございます。

次に、繰越金ですが、前年度より54.3%の増加となりました。

以上の要因で歳入総額で前年度より416万7,393円、16.3%の減少となったものでございます。

続きまして、5ページ中ほどからの(2)歳出の概要でございます。第5表、特別会計歳出決算の状況といたしまして、歳出の項目ごとに、前年度との比較を含め内訳を記載しております。

その状況は、5ページ下段からの説明文にありますとおり、主要なものは構成比順に 相楽休日応急診療費、振興総務費、事業費の順となってございます。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず休日応急診療費では、疾病状況などに伴います受診者数の変動によります医薬材料費、これは薬代等でございますが、この増加などで前年度より0.1%の増加となったものでございます。

次に、振興総務費につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益を振興事業に充当した残額を今後の事業充当等に備えまして、基金積立をしたことによりまして、 平成29年度末におけます基金残高は7億1,528万9,000円となっております。

また、事業費につきましては、17%の増加となりました。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より596万8,727円、26.2%の減少となりました。

なお、歳出予算に対します執行率は、95.6%でございます。

また、ふるさと市町村圏振興事業の平成29年度実績の概要につきましては、6ページに記載の、5事業でございまして、従来の事業に加えまして、平成29年度は「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」の策定に取り組みました。

最後に、これまで説明してまいりました平成29年度決算の概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値などを、この「説明書」の7ページから10ページに、また11ページには市町村分担金の一覧表を記載しております。また必要に応じましてご覧いただきたいと思います。

また、事業ごとでの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております諸課題をはじめ、今後の方向性への考え方を12ページから27ページにかけまして記載しており、28ページから58ページまでは資料編ということで事業ごとに掲載しておりますので、参考に資していただきますようお願い申し上げまして、以上、平成29年度一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の報告を求めます。

岡田監査委員。

○岡田監査委員 決算審査の監査報告。

30年11月19日。第2回定例議会。

監査委員の岡田でございます。監査委員を代表いたしまして、私のほうから報告をさせていただきます。

既に皆様のお手元には、平成29年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十 分お目通しをいただいているものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果について報告を申し上げます。

まず第1、審査の概要ですが、審査の対象は平成29年度相楽郡広域事務組合一般会 計歳入歳出決算書及び平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳 出決算書であります。

審査の期日は平成30年10月11日木曜日、午後1時30分から行いました。

審査の手続につきましては、決算審査に当たっては相楽郡広域事務組合代表理事から 提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する 調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管 理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているか、 などに主眼を置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿 及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説 明を受けるなどして実施をいたしました。

次に第2、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証憑書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、2ページ以降に、1、決算規模、2、基金の運用状況、3、審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長ありがとうございました。

決算審査の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

なお、質疑は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

酒井議員。

○酒井議員 一般会計のことに関して大変細かい事柄なんですが、決算書の11ページから12ページをもとに質問をいたします。

決算書11ページから12ページの右のほうでありますが、一般管理費の中で13節 委託料、それから14節使用料及び賃借料、18節備品購入費という中で、これは確認 のためにお聞きをしたいのですが、委託料の中で、3番、公会計支援というのがございます。このことと、14節の2番、財務会計ソフト借上料、このあたりはつながっているものと思われますが、特に公会計支援が非常に多額な額になっている件、御説明いただきたい、並びに相手方はどなたなのかをお聞きしたいと思います。

それから、18節については必要な備品購入だっただろうと思いますが、念のために どういう備品であったのか御説明いただきたい。以上です。

- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 4番、酒井議員の御質問でございます。

歳出の部分でございます。

公会計の支援につきましては、昨年度あたりから取り組んでおりまして、172万8, 000円の決算額でございます。業者につきましては株式会社ぎょうせいに委託をして 遂行しておるものでございます。詳細につきましては担当から説明させますので、よろ しくお願いします。

- ○議長主幹。
- ○國子主幹 事務局の國子でございます。

では、公会計の委託の部分の内容について御説明させていただきます。

まず、公会計は各市町村でも既に取り組みがなされておると思いますけれども、財務 4表の作成に係る部分でございます。本来であれば職員が直営で実施をするということ も可能ではございますが、なかなか専門的な知識等もない中で、どのように進めるのか ということがございまして、それであれば、業者のほうで委託をして専門的な見地から いろいろアドバイス、支援をいただきながら取りまとめをするというところでございます。

まず、公会計の財務4表をつくる前に、各団体の固定資産台帳の整備から入るという ところでございますので、まず、固定資産台帳の洗い出しの部分も含めて整備をさせて いただいたというところでございます。

それから、株式会社ぎょうせいさんのほうに委託はしてございますが、実質、財務4 表の作成につきましては、そこから会計士のほうへもお尋ねしているというか、株式会 社ぎょうせいが抱えています公認会計士さんのほうでフォーマットをつくっていただき まして、それで作成をしてきたというような内容でございます。

続きまして、14節のほうの財務会計ソフトの借上料というのも当然連動しておるものでございまして、通常の日々の財務会計の入力の処理等もできますし、本組合の場合は期末での一括仕訳のやり方でやっておりますので、そういう形の部分の財務諸表はシステムのほうから出ているということでございます。29年度につきましては、そのような内容で説明させていただいたというところでございます。

続きまして、18節の備品購入費の部分でございます。こちらのほうにつきましては、 事務局で職員が使っておりますノートパソコン1台を更新させていただいたというのが 内容でございます。

以上でございます。

- ○議長 酒井議員。
- ○酒井議員 3つ目にお聞きをした備品購入の件はわかりましたので結構です。 最初の、特に公会計支援の関係なんですが、172万円という金額については、例え ば、臨時職員の一人分ぐらいの額に当たるような、これは大変大きな額やと思います。 全体の予算決算の規模からいきまして、何らかの改善を考えなければいけないんじゃな

いかということは指摘したいと思いますが、特に見解がありましたらお聞きしたいと思 います。

- ○議長 主幹。
- 酒井議員御指摘の件につきまして、平成30年度につきましては、予算 ○國子主幹 での御審議を賜ったところでございますが、29年度はいわゆる公認会計士とかそうい う業者のほうに作成を委託するのをメーンにしておりましたが、30年度につきまして は職員が作成をして、それを公認会計士のほうでチェックをかけていただくというよう なスキームに変更させていただいてございます。今、資料は手持ちしておりませんが、 予算ベースで確か87万3、000円の30年度予算であったと記憶してございます。 そのような形で、直営で職員ができるようなスキームで実施をしておるというところで ございまして、将来的にはそういう業者のほうに委託しなくても職員が作成できるよう な形で進めておるというところでございます。以上でございます。
- いいですか。ほか、ございませんか。 ○議長

(「なし」の声あり)

なければ、これで質疑を終わります。 ○議長

続きまして、認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計 歳入歳出決算認定についてを質疑いたします。

質疑ございませんか。

- ○議長 酒井議員。
- ○酒井議員 4点、お尋ねいたします。

1つは、決算書の9ページから10ページ、その中で、代表理事からも、そして事務 局長からも繰り返しあった話は、特別会計においては、休日応急診療所関係が大半を占 めると、それはそのとおりだと思います。そこで、10ページの備考欄です、7節、賃 金、それから8節、報償費、それから13節、委託料、このあたりは人件費に係る部分 と思われます。もちろんこれが中心になってくるわけです。私自身も今朝まで診察室と

いうものを自分が入らせてもらって見せてもらうのは初めてやったんですが、知らんかったわけです。そこで、賃金、これは何人に対する賃金なのか、それから報償費とはどういう事柄、医師やと思いますけれど、医師やないですね、医師は委託料になりますから、中身を御説明いただきたい。それから、委託料で管理医師、調剤関係、医療事務、1、2、3このあたりをもう少し説明をお願いしたいと思います。つまり、休日応急診療所というものはそれぞれどういう体制で動いているのかを私たちははっきりわからないというか、自分自身もまだ不安ですので、この歳出の費目から説明をいただきたい。それが大きく1点です。4つ申したうちの3点までここに入ります。

もう1点は、補足説明の資料がありましたが、説明書の5ページです。

この140万の基金運用益、これが前年から比べてみたら500万余りの大幅な減額になったという、これはそのとおりなんですが、それについても京都銀行の5年後の定期からJA京都やましろの1年定期に切りかえたという説明があって、それはそうなるんだろうと納得できるんですが、現在、既に、JA京都やましろ木津支店で1年たって、そのあたりのあまりにも1年定期と5年定期というのは随分と差が大きいわけですね。つまり、29年度においては5年定期から一気に1年定期に切りかえた、そういう措置になっています。そのあたりで、どういうことだったのか、これは説明をお願いしたいと思います。どういう理由でといいますか、どういう判断でというか、以上4点であります。

- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 事務局長でございます。4番、酒井議員の御質問、大きく2点でございます。お答えさせていただきます。

まず、順番が逆になりますが2点目でございます。利息の運用ということで、28年 度決算に対しまして29年度財産収入の部分で大幅に減という説明をさせていただいた、 その部分の御質問でございます。

相楽管内に支店をおきます金融機関 5 行、 5 銀行ですね、見積徴取をさせていただいて、最終的に J A京都やましろ木津支店と契約させていただいたんですけれども、その前は 5 年定期やったと。もちろん、5 年定期や 5 年国債、1 0 年国債、いろいろ会計管理者とも検討はしましたが、一番安全で有利なそういった運用方法を会計管理者、理事会のほうで検討した結果、最終的に1年定期となったものです。1 年定期にした最大の理由というのは、先ほども代表理事から説明しました、第 3 次相楽地区ふるさと市町村圏計画を 3 0 年度から 3 4 年度の 5 か年で計画をつくらせていただいた経過があります。2 9 年度決算につきましては、2 9 年度は第 2 次相楽地区ふるさと市町村圏計画の最終年度でありました。ということから、2 9 年度の利息運用については、計画のある 1 年、この期間は運用して最大の効果を上げる銀行に預金をしようということで、5 年定期を

しますと計画のない中で運用ができないということの中で進めてきたということであります。

2点目の、休日診療所のそれぞれの科目等は後で担当から説明させますけれども、基本的に日曜、祝日、年末年始、29年度でしたら70日間の診療をしておりますけれども、通常、日曜日の体制におきましては医師1人、薬剤師1人、それから看護師2人、医療事務が1人と全体の管理をします事務員が1人ということで、6人体制で管理をしておりまして、年末年始等は薬剤師や医療事務は2人にふえますけれども、そういった形で管理をしておりまして、診察につきましては相楽医師会のほうに委託をしております。また、さらには管理医師に対しましての報酬等も支払いをさせていただいております。それから、薬剤師につきましては医療法人医聖会に委託をし、契約をした中で支払いをさせていただいております。

また、看護師につきましては2名体制でございますから14名、事務組合の臨時職員 で雇用しております。

医療事務につきましては、株式会社メディカル・プラネットという会社、これは山城 医療センターでも契約されていると聞いておりますが、そういったところの医療事務は 医療事務の資格を持たれた方に委託をしてお願いをしております。

管理の事務は事務組合のほうのパート職員で管理をしているといったような雇用でございまして、賃金等につきましては14人の看護師、そして事務員のほうが2人いますので2人の事務員の賃金等が入ってございます。なお、単価等については、担当のほうから補足させていただきます。

○議長主幹。

○國子主幹 それでは、補足のほうさせていただきます。

まず10ページの備考欄のところでございますが、7節の賃金でございます。

看護師につきましては、1時間当たり平常休日で2,400円。ゴールデンウイーク、5月3日、4日、5日は3,000円。年末年始、12月31日から1月4日が3,60円でございます。

臨時職員、パート職員の管理事務のほうは、平常休日が時間当たり1,050円。5 月の3日、4日、5日が1,250円。年末年始が1,500円でございます。

続きまして8節の報償費の報償金でございます。

こちらは、実際に出務をされる医師に支払う金額でございます。まず、契約が本組合の代表理事と一般社団法人相楽医師会との契約になってございます。その中で医師を派遣していただくというような規定になってございまして、1時間当たり1万4,200円でございます。ゴールデンウイークはそれに1.25倍の額、年末年始は1.5倍の額というような内容でございます。

それから、13節のまず1番の管理医師でございますが、こちらも一般社団法人の相 楽医師会様と契約してございまして、月額20万円でございます。診療所では管理医師 を置かなければならないという規定がございます。

2番の調剤でございますが、平成27年度から医聖会のほうに委託をしているという ところでございまして、薬剤師の報酬が1時間当たり7,100円でございます。ゴー ルデンウイークは1.25倍、年末年始は1.5倍の額ということでございます。

それから、3番の医療事務でございますが、こちらは時間当たり2,160円、これは平常休日も年末年始、ゴールデンウイーク変わらずに2,160円ということでございます。

以上でございます。

- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 事務局長でございます。今、詳細な説明をさせていただきましたけれども、これら医師会または医聖会、いろいろと金額等ありますけれども、平成24年6月から休日診療所はオープンしておりますが、それまでに構成市町村や医師会や薬剤師会、当時は相楽薬剤師会の先生方にも入っていただいて、そういった単価を決めた経過がございます。近隣の休日診療所、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市に調査を十分させていただいて、それこそ、先ほど医師の単価1万4,200円と申し上げましたが、2万円を超えている自治体もございます。そういったところから合意をして、単価については変更なく現在続いておるという状況でございます。

以上でございます。

- ○議長 酒井議員。
- ○酒井議員 答弁いただいて、その上で1件だけお聞きしたいと思います。

薬剤、調剤関係でございます。医聖会というふうに先ほど答弁がございました。相楽 薬剤師会ではないという意味なんですが、単価の問題だけお聞きします。医聖会へ委託 している金額も時間単価、それから相楽薬剤師会に委託した場合も金額は変わらないと いうふうに見たらいいのかその点だけお聞きします。

○議長 主幹。

代表理事。

- ○國子主幹 時間当たり7,100円が基本なので変わりございません。
- ○議長はか、ございませんか。
- ○木村代表理事 薬剤師会の関係で、当然、相楽薬剤師会は相楽地域の中で薬を販売 して、郡内の人たちの健康管理にも一定役割を果たしておられるということで我々もで きれば相楽の薬剤師会も応援をいただきたいという思いでスタートしていたんですけど、

結果的には時間給の関係で医者と同じ手当をいただくと、時給ですね、その話があって、

医者と薬剤師とほかもそうですけど同じ単価にはできませんということで、結果的には 相楽薬剤師会が何とかということもありましたけれども、限られた予算の中でこの事業 をやるということでありますので結果的には民間の方にお世話になるということになっ たわけであります。その点御了解いただきたいと思います。

- ○議長 ほか、ございませんか。佐々木議員。
- ○佐々木議員 若干かぶるんですけれども、結局この休日診療所の総経費というのは 一体幾らになるのでしょうか。収支の関係。
- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 8番、佐々木議員の御質問にお答えします。

決算に係る主要な施策の成果の説明書をお開き願いまして、26ページ、27ページ にその詳細が書かれてございます。

26ページは休日応急診療所運営経費であります。当初予算額1,608万円に対しまして決算額は1,537万8,000円という決算額でありまして、事業決算の概要は記載のとおりであります。さらにそれに予備費を加えますので、予備費が27ページ、予算額が67万7,000円、執行がゼロという形になってございます。

- ○議長 佐々木議員。
- ○佐々木議員 そのくらいは見たらわかるので、私が申し上げているのは、いわゆる 一般会計の相楽会館経費のほう、全ての光熱水費等を計上しているわけですよね。とこ ろが、別会計である特別会計のほうに、要するにさっき質疑があったように人件費を中 心とした経費をもっているわけですね、出ているわけですね。これは正確に言うと、全 部のコストを反映していませんよね。休日診療所で。もちろん場所も使うし、電気も使 う、水道も使うわけだから、その部分が除外されて特別会計にもっていくわけですよね。 その場合、一般会計で負担をするという話なんですよね。この事務組合自身がこの間、 幾つかの事業を拡大というか、本体から言えば額が少ないにしてもいわゆるふえてきた わけですよね。そうすると、今後こういった事業を総括したり整理をしたり、または拡 大したりという場合に、個々の事業の収支はどうなんだというところが見えてこないん です。消費生活センターは見えてこないですね。休日診療所も見えてこないですよ。要 するに、そういったさっき申し上げたような場所代とか光熱水費等は全部相楽会館経費 にもっているわけだから、逆に言えば、相楽会館経費の純粋な数値がわからないんです よ。要するに、今となったら相楽会館を貸館事業的な位置づけをしていますよね。とこ ろが、相楽会館貸館事業の収支が全くわからない、単独のね。できれば、これ検討して もらったらいいと思うんですけど、会計処理はこれでやるとしても、個々の事業ごとに 案分するなりして、それごとのコストは一体幾らかかっているんだと、また、逆に言え

ば収入は入りますよね、診療所のほうはね。入るわけですから、そういった収支の関係というのを整理しないと、今のような相楽会館経費のところで全部見てしまったら、これはなかなか詳細な判断ができないんじゃないかというふうに思ったので、この質問をさせてもらっているわけですので、どういうふうな見解になるのか、お伺いしたい。それから、先ほどの酒井議員の質問にあった答弁全部書ききれないので、休日診療所での時給とか、できたら資料で後ほどいただきたい。

- ○議長 主幹。
- ○國子主幹 佐々木議員の質問にお答えいたします。

まず、例を挙げられました光熱水費等の案分でございますけれども、今の決算書の、恐れ入りますが、10ページの11節のところの5番目に、光熱水費というとこで12万7,528円を計上してございます。これはざっと1か月分をここに計上しているということになるわけでございます。その1か月分が妥当なのかどうかという部分の整理は今後、引き続きしていくということは必要ではございますし、消費生活センターのほうも一般会計のほうなんですけれども、こちらのほうも一般会計の決算書の16ページのところの11節の5番のところに、ほぼこれも約1か月分の光熱水費を計上しているということで、一定の整理はしております。ただ、その案分の配分が適正かどうかというのは引き続き今後も整理をしていこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長いいですか。ほかに。

事務局長。

- ○福田事務局長 先ほど詳細な賃金の額とか委託料を申し上げました。また、資料を まとめまして議員さんのほうには提供させていただきたいと思います。
- ○議長ほか、ございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、認定第1号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳 出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、認定第2号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入 歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

ただいまから、14時50分まで休憩といたします。

(休 憩)

○議長 ただいま、50分になりました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第6号、相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査 の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧 等の手続に関する条例の制定について。

相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例を別添のとおり定めます。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

平成31年度からの大谷処理場基幹的設備改良事業の実施に当たり、一般廃棄物処理施設の変更許可申請書を提出するもので、その添付書類に、「生活環境影響調査報告書」が必要となります。「廃棄物処理法」では、その内容について公衆の縦覧に供し、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものと規定されており、その縦覧等の手続を定める必要がありますことから、提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のと おり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

- ○議長 引き続き、補足説明を求めます。事務局長。
- ○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第6号、相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の制定についての、補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたとおり、本条例は、一般廃棄物処理施設、当組合におきましては、大谷処理場でございますが、施設の設置及び変更に係る届出に際しまして、生活環境影響調査の結果等の縦覧手続及び意見書の提出方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置または変更に関し利害関係を有する者に意見を提出する機会を付与するために必要な事項を定めるものでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項では、地方公共団体が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、当該一般廃棄物処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添えて都道府県知事に提出しなければならないことになっています。

また、変更についても同様でございます。また、同条第2項では、届出をしようとする地方公共団体の長が、これらの書類を公衆の縦覧に供し、生活環境保全上の見地から意見書を提出する機会を与えることを条例で定めるよう規定しております。当組合ではその条例がございませんでした。本条例は、これら縦覧や意見書の提出方法について、具体的な手続等を定めるものでございます。

条例につきましては、全9条で構成しておりまして、第1条の目的から第9条の委任までございますが、条例の制定の検討に当たりましては、相楽管内の市町村の条例等を参考にさせていただいた結果、同条例をお持ちであった自治体は木津川市さんのみということで、今回の条例制定に当たりましては、木津川市の同条例を参考に制定したものでございます。

なお、内容につきましては、木津川市とほぼ同様ということでございますので、説明 は省略させていただきますけれども、なお附則につきまして、この条例は、公布の日か ら施行するものとなってございます。

また、参考資料といたしまして、「相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例施行規則(案)」を添付させていただいておりますので、あわせて参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

佐々木議員。

- ○佐々木議員 1点、確認させていただきます。第4条の(2)というのはどこを想定したんでしょうか。
- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 第4条、縦覧の場所及び期間でございます。

2号、前号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める場所。今、想定しておりますのは、各5市町村役場の環境課になりますか、又は情報公開の担当課になりますか、その辺はまた調整させていただきますが、事務組合と構成5市町村と考えております。以上でございます。

○議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号、相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第6号、相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について。 平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めま す。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

今回の補正予算でございますが、大谷処理場基幹的設備改良事業の実施に際しまして、 公募型指名競争入札に係る公告期間及び準備期間の確保、並びに事業期間が複数年度に わたることから、債務負担行為を計上するものでございます。

なお詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 引き続き、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第7号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号) につきましての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたが、大谷処理 場基幹的設備改良事業について、今年度の業者選定手続、来年度から2か年及ぶ工事に 係る公募から契約までの円滑な事業実施が行えるように債務負担行為を設定するもので ございます。

初めに、大谷処理場基幹的設備改良事業につきまして説明をさせていただきますので、 議案第7号の参考資料をごらんください。

参考資料1ページには、これまでの経過と今後のスケジュールを説明してございます。 平成30年度のところをごらんください。

今年度は、業者選定手続と生活環境影響調査を実施しておりますが、これら一連の業務を5月23日に「大谷処理場基幹的設備改良事業に係る発注支援・技術支援等業務」を株式会社日産技術コンサルタント京都事務所に契約を締結いたしまして、これまで改良工事の業者選定手続を進めてまいりまして、来月初旬には実施の公告を予定しており、また、8月28日には木津川の水質の状況を調査し、現在、その結果を生活環境影響調査報告書として取りまとめ、来月には先ほどの条例に従い、公表を予定しているところでございます。

今回の入札方式でございます公募型指名競争入札は、大谷処理場基幹的設備改良工事について一定の入札参加資格要件を公告し、入札に参加しようとする者が提出する当該建設工事等の施工等に係ります技術的特性等を把握するための技術資料の審査を経て、その者の中から入札参加者を指名選定して入札する方式でございます。

これらの一連の業務が来年の3月末までかかる見込みでございまして、実際の入札は、

平成31年度に入りましてから4月ないし5月を予定しておりまして、業者決定後、仮契約、5月下旬には組合臨時議会で議会承認、その後、本契約、工事施工と進めていく 予定でございます。

工事は平成31年度、32年度の2か年を予定しておりまして、平成33年4月には 新施設を供用開始する予定でございます。

2ページには、現施設と計画処理施設の比較を示してございます。

主には、処理能力を現在は7.6 k l/B、1 l = 7.6 ቱ ロの処理能力を3.4 ቱ ロに変更する、処理規模を半分以下に縮小するというのが一番大きな内容でありまして、さらには施設の延命化を図りまして、特に汚泥処理施設につきましては、現在、汚泥につきましては乾燥焼却炉で焼却し、灰をフェニックスのほうへ運搬しておりますが、そういう乾燥焼却設備を廃止いたしまして、高効率の脱水機にかけ、これを場外搬出する計画であります。こういったことで、大幅に CO_2 削減、排出量を削減できると、これを目指すものでございます。さらには施設全体の長寿命化を図り、今後もこの処理場を安定的に運転するための計画でございます。

それでは、補正予算書の中身を説明させていただきますので、予算書の2ページをお 開き願います。

2ページには、第1表、債務負担行為を計上するものでございます。

大谷処理場基幹的設備改良事業の債務負担行為の期間は、平成30年度から32年度まで、限度額を9億558万円とするものでございます。

なお、限度額の設定につきまして説明を申し上げます。

先ほどの参考資料の3ページを再びごらんいただきたいと思います。

平成29年12月14日付で、環境省に提出をしています「相楽地域循環型社会推進地域計画」、これの13ページの抜粋を3ページにつけてございます。この中のし尿処理に関する事業、大谷処理場基幹的設備改良事業の総事業費に8億4,276万4,00円が計上されております。

この計画に計上されております事業費は平成28年度時点のものでございまして、一定工事全体の物価上昇率を乗じまして、また国におきましては消費税率を8%から10%に変更されることも見込みまして再計算いたしました金額、これらを加算した額が限度額と設定させていただいた経過でございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

酒井議員。

○酒井議員 2点、お尋ねいたします。

1つは、限度額9億558万円の各市町村の分担、負担割合、負担金額と言うたほうがいいかもしれませんが、それをお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、補足参考資料の中に書いてありますが、2ページの、今回の計画で処理能力を半分以下に縮小するということがあります。その中で、汚泥処理設備の汚泥の最終処分の状況がかわるということになっています。場外搬出、もう少しこれは説明をお願いしたいというふうに思います。どういうところへ、どういう形で運ぶのか、水分をほとんど抜いた状態になるわけですけども、どんなふうな扱いに最後なるのかというところです。

最後ですが、この大谷処理場の日常の業務と並行した改築ということになります。それは実際上、どうなるのか、まだイメージが湧かないです。お願いしたいと思います。

○議長 事務局長。

事務局長の福田でございます。4番の酒井議員の御質問、3点でご ○福田事務局長 ざいます。また、漏れておりましたら担当から説明をさせますけれども、まず、1点目 の市町村の負担割合という質問でございます。あくまで、今回、限度額を設定させてい ただくための債務負担行為の予算計上ということでございますので、まだこれから入札 等精査をしてですね、額が決まっておりませんけれども、一定、現時点での考え方を御 説明させていただきます。総事業費、先ほど申し上げました9億558万円、このうち、 国の循環型交付金、これを見込まれる工事内容の中で、COっ削減等国の指針にあった 内容で交付対象事業費が5億5,311万6,000円と想定しております。したがい まして、その後、交付対象外が3億5,246万4,000円という形で、交付対象事 業費と交付対象事業外に分かれます。交付対象事業費の5億5、311万6、000円 の、今回は CO_2 削減を20%以上見込んでおりますので、国のほうは2分の1補助金 という形で内示をいただく予定としておりますので、5億5,311万6,000円の 2分の1は、2億7,655万8,000円となります。したがいまして、総事業費9 億558万円から国の交付金2億7,655万8,000円を差し引いた残りの6億2, 902万2,000円、これが現時点での一般財源となりますので、この財源を事務組 合のほうで用意をするという形になります。事務組合のほうで用意といいましても、こ の額を5市町村の負担金、分担金でお願いすることになります。従来は事務組合で一般 廃棄物処理事業債、いわゆる借金を負ったんですが、現時点で協議の中では事務組合は 一般廃棄物処理事業債は借りない、市町村がそれぞれの有利な起債等を用意するという ことで確認をされておりますので、したがいまして、6億2、902万2、000円を 5市町村に負担をしていただくということになります。この負担割合等につきましては、 分担金条例の大規模改修経費の分担金割合でご負担いただくことになります。それが1

点目です。

- ○酒井議員 それを言うてもらえませんか。
- ○議長 金額ですか。
- ○代表理事 そんなんすぐ出せへん。
- ○議長 まず、答弁させます、全部の。主幹。
- ○國子主幹 2番目の処理能力、2分の1以下、汚泥処理最終処分の状況は、どうい うところにどういう形で運ぶのかという質問についてお答えます。

現在、いわゆる、し尿を処理していって、固液に分離しますので水と固体に分かれます。こちらのほうは、脱水汚泥と呼ばれておりまして、脱水汚泥は現在小型の焼却炉で、ここの大谷処理場で処理をしています。それをもう少しぐっと絞って、いわゆる含水率、水を含む部分を少なくしてそのままの形で場外搬出をすると、場外搬出の先というのは、またこれからも調整はしてまいりますけれども、一つ、この近隣でいきますと三重中央開発さんとかが候補として挙がっているというような状況はございます。

ほかにもこういう処分場があれば、また、引き続き調査、研究のほうは進めてまいる ところでございます。

その脱水汚泥は、ここでは燃やしましたが、いわゆる三重中央開発であれば堆肥化するということで、より環境にやさしいような形の処分方法、最終処分ができるということです。脱水汚泥はそうなんですけども、し尿等に紙質の物とかプラスチックとかは、し渣というふうに呼ばれるんですけれども、そういった物もそんなに多くはございませんが、出てまいります。それについては、もう焼却しか方法がございませんのでそれは焼却するというような流れでございます。

続きまして、31年度からの工事にかかる部分で実際に運転しながらスクラップアンドビルド方式という形になります。ただ、内容といたしましては、2系列ある処理系統を1系列にするというのも今回の基幹的設備改良事業の中での工事内容ということでございますので、2系列を1系列にするというのはどちらかというとやりやすい方法であると思います。既存の一つを生かせて処理をしている間に、もう一個のほうを潰してそちらを新しくするということで、そこは十分解決できるのかなというふうに思ってございます。それ以降の、水処理のいわゆる流動床の部分から最後は3槽あって、最初放流するんですけれども、そこの槽については現在の槽をそのまま使うという流れで、フローとしてはそのまま使うということでございますので、特にそこの改修はないということでございます。ただ、最初に言われた脱水汚泥の搬出の部分については、最終的には焼却炉を撤去する予定をしてございますので、撤去したところに脱水汚泥を搬出するピット、それをつくっていくということでございますので、既存の施設の部分を活用しつ

つ、2系列を1系列に変えていくという部分でございますので、そういう部分では対応 は可能ではないのかなと思います。

- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 済みません、ちょっと補足をさせてもらいますが、脱水汚泥の場外 搬出ということで、今のところ民間企業にお願いをしようとしている計画でございます けれども、これも十分理事会のほうも検討していただきました。域内処理というのが基本ということで、焼却炉、CO₂削減の目的ではあるんですけれど、焼却炉を新設して、 従来どおりやったらどうかという意見もあったわけですけれども、結果的には、そういった複数受け入れ業者を選定する中で、安定的に受けてもらうようなところを見つけて ということで、先ほど1社、業者名が出ましたけれども、そのほかにも私どもの調査の中ではつかんでおりますので、やっていきたいと思っております。脱水ケーキ、汚泥は 堆肥化施設へ持っていきます。しぼりカスのごみは、し渣といいまして、ごみは堆肥化できませんので、民間施設で焼却処分という形で今のところは考えておるところでございます。

それと、1点目の各市町村の額につきましては、先ほど、まだ理事会等でも確認されておりません。条例の中では大規模改修経費は平成13年度からの搬入量割100%になっておりますので、先ほど申しました、6億2,902万2,000円、これが現時点でいうあくまで予算と言いますか、想定額ですか、これのそれぞれ13年度から31年までに搬入された総トータル量を負担していたくだというのが現時点での確認事項でございます。

額は控えさせていただきます。

- ○議長 酒井議員。
- ○酒井議員 3点にわたって答弁をいただいて、最後のほう、日常の業務と改築工事とその関係については2系列あるうちの1系列をとめて改装していくということですから、それはできるのかなと漠然とわかったように思うんです。

順番逆で2つ目からですが、例えばということで、三重中央開発など堆肥化という話でしたけれども、ここの処理の状況を私も見ていませんのでわからんのですけど、高効率脱水したものは固まりですわね。最終の塊でそれをそのまま三重中央開発などへ、民間業者へ渡していくと、その堆肥化とともに、一部、今局長からもありましたが、堆肥にならない、ふさわしくないもの、それは分離するのは民間業者がやるのかそれともここでやるのか、最後に確認したいと思います。

それからもう1点は、分担金の関係なんですが、29年度決算説明書の中で11ページに幾つかの分担表があるんです。市町村の分担金の割合が広域圏から始まって、休日 応急診療所、ずっとありますけれども、その中で、今局長が言われたことでいったら、

中段のし尿処理のこの項目が当たるのかと思うのですが、大体そう理解していいですか。

- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 事務局長でございます。

1点目でございます。三重中央開発という話が出ますけれども、そのほかにもありまして、そこに決めたわけではございませんが、脱水汚泥につきましては堆肥化ということ、し渣等は焼却ということで、両方とも今のところ民間委託をしようと考えております。ですから事務組合、また関係市町村のごみ焼却場で焼くという計画ではございません。民間施設ということです。

それから2点目の分担金の御質問では、今回基幹改良の大規模改修工事につきましては、相楽郡広域事務組合分担金条例の第2条の第3号の大規模改修経費、平成13年度からの投入量実績による割合100%ということで、し尿処理分担金の割合とは別になります。

- ○議長 酒井議員。
- ○酒井議員 最後の分担金の額面そのものです。6億2,000万余りということなんですけれども、それを決定、この議会が終了後、理事会も開かれると思うんですが、当然、年度内というか年内ということかなと思うのですが、12月の例えば各市町村で議会があります。この報告もしなければいけないわけです、私どもは。そのときに金額がわかりませんという状態なのか、金額はこうこうというふうに言えるのか、日程的にどんなぐあいなんでしょうか。
- ○議長 事務局長。
- ○福田事務局長 事務局長でございます。

酒井議員の質問でございますけれども、先ほど私が補足説明で申し上げましたとおり、 業者が決まりますのは31年度に入ってからになります。したがいまして、必要な事業 費が決まりますのは年度を超えますので、それまでに、年度は超えますけれどもどうい う割方、割方は条例で決まっていますので、額が決まればその条例に当てはめ、○○予 算に組み入れ提案させていただきます。

○議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第7号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について 採決をいたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第7号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号) については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について。

京都府市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更します。

平成30年11月19日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡西部塵埃処理 組合が名称変更したことに伴う組合市町村の名称の変更その他規定の整理を行うため組 合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するた め、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

終わります。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。 採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回相楽郡広域事務組合定例会を閉会いたします。 長時間にわたり、貴重な審議を賜りまことにありがとうございました。御苦労さまで した。

(午後3時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 髙味 孝之

会 議 録 署 名 議 員 宮崎 睦子

佐々木 雅彦